

**いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業**

**トビタテ！留学 JAPAN From いしかわー**

**(トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業)**

**2026年度派遣留学生募集要項**

**2026年2月**

いしかわ高校生グローバル人材育成推進協議会

## 目次

はじめに.....	1
1. 趣旨.....	1
2. 本事業の概要.....	1
3. 定義.....	3
4. 求める人材像.....	3
5. 支援予定人数等.....	4
6. 支援内容.....	5
7. 要件.....	7
8. 応募方法.....	11
9. 選考・審査.....	13
10. スケジュール.....	15
11. 受験上の配慮申請について.....	16
12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等.....	16
13. 採用決定後の留学計画等の変更.....	18
14. 採用取消し又は支援の終了等.....	18
15. 安全管理について.....	18
16. 個人情報の取扱いについて.....	19
17. 照会先.....	19
18. リンク集.....	20
別紙:国・地域コード表.....	20

## はじめに

本募集要項は、石川県の企業や経済団体等の各種団体のほか、高等学校、高等教育機関、地方公共団体等で構成するいしかわ高校生グローバル人材育成推進協議会(以下「本協議会」という。)が実施する「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」(以下「本事業」という。)で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

### 《いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業(トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業)について》

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的として、2013 年度から「トビタテ！留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして、2020 年度までの 7 年間で約 1 万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。2023 年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027 年度までの 5 年間、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージを実施しています。第2ステージでは、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材育成のため、地域課題等を自分事として捉え、海外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的に「拠点形成支援事業」を開始しました。これは、地域の産学官が共創し、探究型の海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計及びその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、持続性のある事業の構築を目指すものです。

本県は、2023年度にこの拠点形成支援事業の採択を受け、2025年度まで「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」を実施し、約100名の高校生等の海外留学を支援してきました。2026年度以降も引き続き「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業(トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業)」としてトビタテ！留学 JAPAN と連携しながら、高等学校段階からの海外留学を実施します。

## 1. 趣旨

本県では「第3期石川の教育振興基本計画」の基本目標のひとつとして、「いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成」を掲げ、石川の魅力を広く世界へ発信する力や他者と協働する力を身に付けるとともに、文化の異なる人々の多様性を受容し、幅広い教養や視野を身に付けたグローバル人材の育成を目指しています。地域の魅力を広く世界へ発信する力を養うとともに、独創性を持って新たな価値を創造する力やチャレンジ精神、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付け、地域の様々な分野を牽引し、地域の活性化に貢献する人材を育成します。

## 2. 本事業の概要

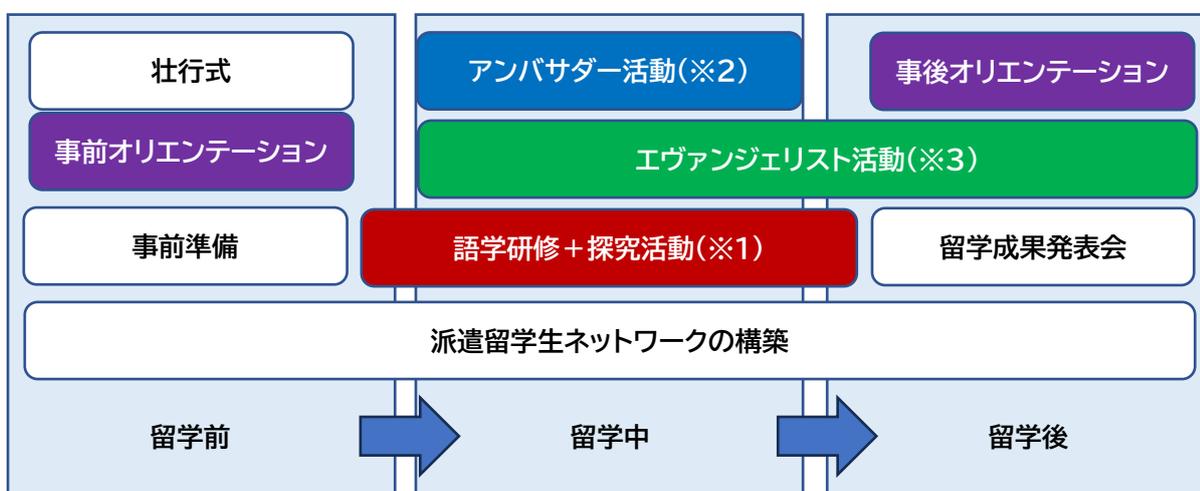
本事業は、石川県の高等学校及び特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年以下に限る。)(以下「高等学校等」という。)に在籍する日本人生徒等または広域通信制高等学校に在籍し石川県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち石川県に居住している日本人生徒等(以下「生徒等」という。)に対し、諸外国及び諸地域(以下「諸外国等」という。)への留学に必要な費用の一部を留学支援金として

支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後にオリエンテーション(以下「事前・事後オリエンテーション」という。)の提供及び留学後の継続的な学修や交流の場を提供します。

また、希望者は、トビタテ！留学 JAPAN のプログラムの特長である、機構が実施する事前・事後研修に、参加して、全国で採用された派遣留学生とともに留学経験の質を高めることができます。さらに、事前・事後研修に参加した者は、留学後の継続的な学修や交流の場であるトビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークに参加することができます。

本事業では、生徒等が自ら立案・作成した「探究活動(※1)」を含む留学(以下「留学計画」という。)を支援します。また、生徒等には留学先において日本や石川県の良さを発信する「アンバサダー活動(※2)」、留学中や帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動(※3)」にそれぞれ取り組んでいただきます。

#### 【本事業の全体イメージ】



※1 **探究活動**とは、自らの興味、関心に基づいて「問い」または課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自ら「問い」や課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができます。

※2 **アンバサダー活動**とは、留学先で日本や石川県の良さを発信する活動を指します。  
例)日本文化紹介・出身地の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※3 **エヴァンジェリスト活動**とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。 例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

### 3. 定義

高校等	・石川県の高等学校等または広域通信制高等学校
生徒等	次のいずれかの要件を満たす生徒 ・石川県の高等学校等に在籍する日本人生徒等 ・広域通信制高等学校に在籍し石川県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち石川県に居住している日本人生徒等
在籍高校等	生徒等が在籍する高校等
派遣留学生	生徒等のうち、在籍高校等に在籍したまま、留学生を受け入れる諸外国等の機関(以下「受入先機関」という。)へ留学する日本人生徒等で、本事業により留学支援金の支援を受ける者。
受入先機関	諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関。 ※高校や大学等の教育機関に限りませんが、個人による受入れは認められません。 ※「7. 要件(2)留学計画の要件(イ)「受入先機関」の注意点」を必ず確認してください。
留学期間 (=活動期間)	受入先機関において派遣留学生が実際に活動を開始する日から活動を終了する日までの期間。 ※渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。 ※受入先機関が書面等にて証明する受入れの期間と一致する必要があります。
留学開始日 (=活動開始日)	受入先機関で活動を開始する日。 ※日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。
留学終了日 (=活動終了日)	受入先機関で活動を終了する日。 ※現地出発日、日本到着日及び滞在終了日ではありません。
新高校2・3年生	2026年4月に高校等の第2学年又は第3学年に進級する生徒等。 ※2026年4月に高等専門学校の第4学年に進級する者は本事業に応募することはできません。機構が実施する「新・日本代表プログラム【大学生等対象】」への応募は可能です。
新高校1年生	2026年4月に高校等に進学する生徒等。

### 4. 求める人材像

本事業では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

(1)日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材

- 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
- 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
- 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力

- 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
- 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
- 自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力
- 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢

(2)本事業の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材

(3)本協議会が主催する事前・事後オリエンテーション、活動報告、留学成果発表会、派遣留学生ネットワーク等における諸活動に主体的に参加する人材

(4)留学先において日本や石川県の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体的に参画する人材

(5)ふるさと石川の自然・環境、文化・伝統、産業、復興・未来に興味・関心を持ち、高等学校等を卒業後、ふるさと石川とのかかわりを継続的に持ち続け、地域の発展や活性化に貢献する人材

●チーム応募の場合、上記に加え次のような人材を派遣留学生として求めます。

(1)チームメンバー同士で協働できる人材

(2)チームの中で個人の目標を持ち、主体的に参画する人材

(3)相互扶助の精神を持つ人材

(4)チームでの学びを地域に活かせる人材

## 5. 支援予定人数等

(1)支援予定人数

2026年度 支援予定人数	支援する留学計画
60名程度 (チーム応募とあわせて)	ふるさと石川に関する(A)～(D)の4つのテーマに即した探究課題を設定し、国内や海外でのフィールドワーク等を行う探究活動と現地での語学研修等(外国語を使うインターンシップやボランティア活動等も可)が含まれた留学計画。 (A)自然・環境 (B)文化・伝統 (C)産業 (D)復興・未来

※ 応募状況や選考結果により、留学支援金の支給人数を、予算の範囲内で調整する場合があります。

### 【探究活動の例】

探究活動の例
<p><b>問い</b> 「石川の伝統工芸品をより海外に発信するためには？」</p> <p><b>活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業を見学し、石川の伝統工芸品について学んだあと、外国人に伝統工芸品について知ってもらうための方法を話し合う。</li> <li>・ホームステイ先の地域住民に、石川の伝統工芸品についてプレゼンし、意見交換しながら、外国人の伝統工芸品に対する考えや興味・関心のある点を調査する。また、伝統工芸品づくり体験を現地で行い、その魅力を知ってもらう。</li> </ul>

探究活動の例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学後、海外で得た視点をふまえ、伝統工芸品を外国人にアピールするための方法を、留学前に訪問した地元企業に提案し、意見交換する。</li> </ul>	
<p>問い 「能登の魅力を世界へ発信し、海外からのインバウンド需要を高めるには？」</p>	
<p>活動内容</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・能登を訪問しインタビューなどを行って、能登の祭りなどの伝統文化や郷土料理について理解を深める。</li> <li>・現地の語学学校やホームステイ先のコミュニティで、能登の祭りの魅力についてプレゼンをしたり、郷土料理を振る舞い能登の魅力を発信し、意見交換する。</li> <li>・帰国後、フィールドワークでの学びを活かし、能登の魅力を海外へ発信する方法について地元企業等に提案し意見交換する。</li> </ul>	

## (2) チーム応募について

志や想いを軸に最大2名までのチームを組み、地域の特長を踏まえ、自らの興味・関心から発見された地域特有の課題解決や地域貢献につながるテーマを海外で探究することが可能です。2名が同じ国・地域に留学する必要はありません。チームで力を合わせ、自由な発想力と創造力をもって、地域課題の解決に向けて探究することができます。応募する際には、誰と誰がチームなのかわかるように応募する必要があります。また、留学が「チームならではの」ものになるように、計画を工夫して作成してください。また、応募申請後のメンバーの変更はできません。途中でメンバーが抜けることにより人数が2名に満たない場合は参加継続ができないことになるので注意してください。ただし、やむを得ない場合は本協議会に相談してください。

## 6. 支援内容

### (1) 留学支援金の支給

事前・事後オリエンテーション参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部、留学計画の実行にかかる現地活動費及び授業料の一部を支援の対象とします。

留学支援金の支給金額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域(以下「留学先国・地域」という。)に基づいて決定します。採用決定後、留学計画の変更により支給金額が減額になることはありませんが、増額は行いません。

#### (ア) 支給金額

支援内容	留学先国・地域	支給金額
留学支援金	アジア地域	250,000 円
	その他の地域	400,000 円

※「アジア地域」とは、「別紙:国・地域コード表」の国・地域コードが 100 番台の国・地域を指します。

※留学支援金は、留学計画の実行にかかる全ての費用(実費)を支援するものではありません。

※留学支援金は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たしている場合(家計基準内)と、超えている場合(家計基準外)で異なります。家計基準判定の詳細は「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」を確認してください。

※複数の留学先国・地域がある留学計画の留学支援金は、留学期間(＝活動期間)が最も長い留学先国・地域の支給金額です。複数の留学先国・地域で留学期間(＝活動期間)が同じ場合は、支給金額が高い方の地域区分を適用します。

(イ)支給方法・支給時期

留学支援金の支給は、次のとおり行うことを予定しています。手続き方法や支給スケジュールの詳細は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引き」を参照してください。なお、各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、支給が遅れることがあります。

支給申請	【時期】留学終了後 【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、在籍高校等が本協議会へ申請
支給	【時期】在籍高校等からの支給申請を確認後 【支給】本協議会から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金 【金額】支給額を一括支給

(ウ)留学計画の変更に伴う留学支援金の支給金額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては留学支援金の支給金額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。なお、変更を行う場合は原則再審査となります。

【留学計画の変更に伴う支給金額の例】

例	応募時の留学計画		変更後の留学計画	
	留学先国・地域 (留学期間)	留学支援金	留学先国・地域 (留学期間)	留学支援金
1	フランス (25日)	40万円	ベトナム (25日)	25万円
2	マレーシア (30日)	25万円	カナダ (30日)	25万円
3	英国(10日) 香港(15日)	25万円	英国(15日) 香港(10日)	25万円

- 例1)支給金額が高い地域区分から低い地域区分に変わるため、支給金額は25万円に変わります。  
 例2)応募時は支給金額が低い地域区分のため、高い地域区分に変わっても、支給金額は変わりません。  
 例3)応募時は支給金額が低い地域区分の留学期間が長いいため、支給金額が高い地域区分の留学期間が長くなっても、支給金額は変わりません。

(2)オリエンテーションの提供

事前・事後オリエンテーションを実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(3)壮行式・留学成果発表会の提供

本協議会構成員と派遣留学生及び派遣留学生同士の交流の場を提供します。(※)

※オリエンテーション及び壮行式・留学成果発表会の詳細は「12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等」を参照してください。

(4)「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」同窓生組織による活動の提供

本事業の派遣留学生によって構成される同窓生組織による派遣留学生同士の交流の場を提供します。

## (5) 機構による研修の提供

希望者は、機構が主催する事前・事後研修に参加し、留学経験の質の向上を図ることができます。

機構の実施する事前・事後研修へ参加する場合、事前・事後の両方に参加するものとし、いずれか一方のみの参加は認められません。

## (6) トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供

機構が主催する事前、事後研修に参加した者には、留学後の継続的な学修や交流の場として、トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供を行います。

## 7. 要件

**本事業の支援を受ける生徒等及び在籍高校等は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。**

### (1) 派遣留学生の要件

次の①～⑩に掲げる要件を**全て満たす生徒等を支援の対象**とします。

応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者又は応募時まで日本への永住が許可されている者
②	本協議会が主催する事前・事後オリエンテーション、壮行式、留学成果発表会に参加する意思を表明した者、また、派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する意思を表明した者
③	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者
④	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者
⑤	機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たす者 ※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。(原則、家計基準を満たす者を優先します。) ※市町村民税を納税している自治体で発行される <u>2024年1月～12月の所得及びそれに基づき決定する 2025年度(令和7年度(令和6年分))課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)</u> の記載内容に基づき、家計基準を満たすか超えるかを在籍高校等が確認してください。 ※家計基準は、 <u>生計維持者2名(原則父母の両名、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人)</u> の収入・所得金額に基づいて判定してください。
⑥	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑦	留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者

⑧	2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑨	<p>留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、その総額が、本事業による留学支援金の総額を超えない者</p> <p>※「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」に採用された場合は、本事業への応募は辞退として扱います。トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムの留学準備金と奨学金との併給はできません。</p> <p>※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が本事業の留学支援金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>※文部科学省が実施する「初等中等教育段階からの国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業)」の留学支援金との併給はできません。</p>
⑩	<p>過去に本事業又は「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム(旧制度含む)」の派遣留学生として採用されていない者</p> <p>※ただし、過去に上記事業の派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は、要件を満たすものとみなします。</p>
⑪	本事業の派遣留学生により構成される同窓生組織に加入することができる者

(ア)トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】との併願について  
本事業に応募する生徒等は、トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】第一日程と併願することが可能です。

※新高校1年生は第二日程と併願することはできません。

※トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】に採用された場合、本事業の応募・採用を辞退したものと扱います。

#### (イ)家計基準の判定方法

家計基準の判定は、必ず在籍高校等が行ってください。

使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家計基準判定ツール(2026年度応募用)」</li> <li>・応募を希望する生徒等の生計維持者2名(原則父母の両名、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人)の課税証明書</li> </ul>
判定方法	<p>①「家計基準判定ツール(2026年度応募用)」の「入力例」を参照しながら、「入力シート」に、課税証明書の記載内容を入力する。</p> <p>②入力後、「家計基準が適格となる種別」に出る判定結果を確認する。</p>
判定結果	<p>「第二種奨学金の家計基準に適格」 → 当該生徒等は「家計基準内」です。</p> <p>「家計基準不適格」 → 当該生徒等は「家計基準外」です。</p>

※1 本事業の家計基準の判定結果が「家計基準内」であっても、「第二種奨学金(予約採用)」の選考結果は異なる可能性がありますのでご了承ください。

※2 課税証明書の様式は自治体ごとに異なるため、機構及び本協議会は課税証明書の見方に関する質問には回答できません。発行元の各自治体にお問い合わせください。

※3 「家計基準判定ツール(2026年度応募用)」は、応募希望者がいる在籍高校等に配布します。生計

維持者の両名又はいずれかが海外に居住している場合の判定ツールも同様です。なお、当年度以外の判定ツールを使用することは認められません。

※4「家計基準判定ツール(2026年度応募用)」はトビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】と共通のツールです。

## (2) 留学計画の要件

次の①～⑦に掲げる要件を**全て満たす留学計画を支援の対象**とします。

留学計画の要件	
①	<p><b>留学先国・地域における留学期間が2026年7月10日(金)から2026年10月31日(土)までの間である計画</b></p> <p>※留学開始日が2026年7月10日(金)より前の計画は、支援対象外です。</p> <p>※「<b>留学開始日</b>」とは、<b>受入先機関で活動を開始する日</b>です。日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。</p>
②	<p><b>留学先国・地域における留学期間が12日以上31日以内の計画</b></p> <p>※留学終了(受入先機関での活動終了)後、10日以内に帰国する必要があります。</p>
③	<p><b>受入先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画</b></p> <p>※受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。</p> <p>※受入先機関が複数ある場合、各受入先機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。</p>
④	<p><b>在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画</b></p> <p>※<u>語学学習のみ</u>を行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。</p>
⑤	<p><b>留学の目的に沿った、ふるさと石川に関する探究活動及び語学の学習活動が含まれている計画</b></p>
⑥	<p><b>アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画</b></p>
⑦	<p><b>受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画</b></p> <p>※応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、留学支援金の支給対象外となります。</p>

### (ア)「留学期間」の注意点 (要件①②)

「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間で、受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。

<例1>のように、渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。

また、本事業の留学として支援を行う留学は1回のみです。＜例2＞のように留学を終え日本へ帰国した後に再度留学する場合、両方の留学を支援することはできません。いずれか一方を選択してください。

＜例1＞以下の日程の場合、留学期間は7/21～7/30(10日間)と8/1～8/15(15日間)の25日間

7/20	日本を出国し、英国に到着。ホームステイ開始。	
7/21～7/30	英国の受入先機関で活動。	留学開始日:7/21
7/31	英国からアメリカ合衆国へ移動(※活動はなし)。 語学学校の寮に入寮。	
8/1～8/15	アメリカ合衆国の受入先機関で活動	留学終了日:8/15
8/16	寮を退寮し、アメリカ合衆国を出国	
8/17	日本に到着	

※「留学開始日」は7/21です。日本出国日、英国到着日及びホームステイ開始日の7/20は留学開始日ではありません。

※「留学終了日」は8/15です。アメリカ合衆国出国日及び退寮日の8/16や日本帰国日の8/17は留学終了日ではありません。

＜例2＞8月に2週間オーストラリアへ留学後、日本に帰国し、9月に2週間カナダへ留学する。

→オーストラリア又はカナダへの留学のいずれか一方を本事業の留学として応募してください。

#### (イ)「受入先機関」の注意点 (要件③)

採用後、留学支援金の受給にあたっては、受入先機関が発行する修了証明書等の書面により受入先機関での活動を証明する必要があります。また、本事業の要件を満たす受入先機関であることを確認するため、受入先機関の所在地や法人格について本協議会が照会する場合があります。応募時に受入先機関を確定している必要はありませんが、事前に受入先機関の情報を確認した上で応募することを推奨します。

#### 【受入先機関として認められない例】

- 日本に所在する法人・団体等  
※日本に所在する法人・団体等の海外事務所は認められます。
- 滞在先(ホームステイ先、寮、ホテル等)
- 留学あっせん業者(留学エージェント、旅行代理店、現地ツアー会社等、留学手続き代行・留学先あっせん・滞在中のサポートを行う業者・団体)  
※留学あっせん業者が受入先機関として認められるのは、留学計画の活動内容が留学あっせん業者の業務・活動に関するものである場合のみです。
- 個人(親戚・知り合い、教師宅等)  
※ただし、個人が経営する事業に関する活動を行う場合は、その法人・団体等が受入先機関として認められます

(ウ)留学あっせん業者を利用する場合の注意点 (要件①～⑦)

機構及び本協議会が留学あっせん業者や当該団体が持つ留学プログラムを公認・認定することはありません。応募者は、留学あっせん業者が提供する留学プログラムを利用する場合、その留学プログラムが本事業の要件を満たしていることを必ず確認してください。

(3)在籍高校等の要件

次の①～③に掲げる要件を**全て満たす必要**があります。派遣留学生在籍高校等を卒業した後も、本事業による支援が完了するまで以下の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること
②	留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること ※在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。 ※留学中及び留学の前後において、本事業の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、本協議会、派遣留学生本人及びその保護者との連絡、状況の把握及び収拾に努める体制を整備してください。
③	派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること ※本事業の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。

## 8. 応募方法

(1)応募申請に関する注意点

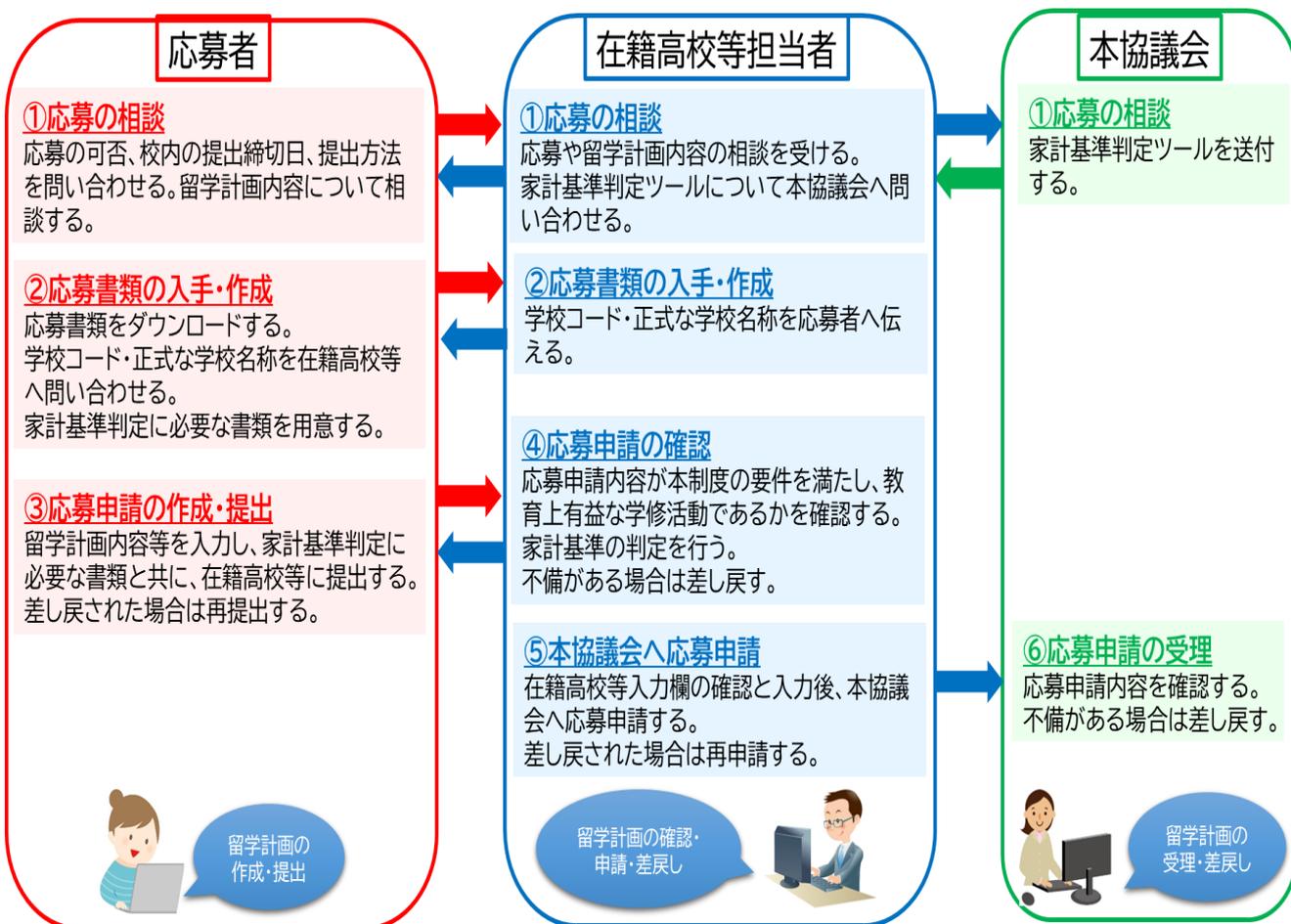
- 応募を希望する生徒等(以下「応募者」という。)及び在籍高校等は、本募集要項を熟読の上、応募申請を行ってください。
- 応募者は、**必ず在籍高校等(又は入学予定の高校等)を通して応募申請を行ってください。在籍高校等を通さずに個人で応募申請することはできません。応募の可否について、在籍高校等(又は入学予定の高校等)に必ず確認してください。**
- 応募後に転校することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。なお、転校先の在籍高校等が石川県の高等学校等であること等、応募者は要件の確認をしてください。
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。**留学計画の作成は、在籍高校等(又は入学予定の高校等)の担当者と相談の上で行ってください。**
- **いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。在籍高校等は、応募者から在籍高校等への提出期限を応募者に周知すると共に、在籍高校等から本協議会への応募申請期限を厳守してください。**
- **応募申請期限後の選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。**面接審査受験時に留学計画の変更や訂正を申し出ることは可能ですが、申し出たことをもって変更や訂正が受理されることはありません。必ず採用後に留学計画の変更申請を行い、承認を得る必要があります。

- チームで応募をする応募者は、チームメンバー全員が、それぞれ在籍高校等を通して応募申請を行ってください。代表者1名が申し込みをする方法ではありません。

<在籍高校等の役割について>

本事業は、**応募～採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。**応募者がいる高校等は、「7. 要件」の「(3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、**本要項をはじめ、本協議会が作成する各手引きに記載の事項について理解した上で手続きを行う必要があります。**

(2)応募方法



**応募者**

以下の書類①②を在籍高校等に提出してください。

- ① 2026年度いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業 留学計画書(様式1)
  - ※1 以下の石川県ウェブサイトから、様式1をダウンロードして作成してください。  
URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/dentou/tobitate.html>
  - ※2 紙媒体での提出、電子媒体での提出については、在籍高校等に確認をしてください。
  - ※3 応募書類は日本語で作成してください。
  - ※4 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

## ② 生計維持者の課税証明書

※在籍高校等担当者に家計基準の判定を依頼してください。証明書の詳細は「7. 要件」の⑤を確認してください。

### 在籍高校担当者

- ① 応募を希望する生徒等の生計維持者の課税証明書で家計基準の判定を行い、家計基準判定結果を様式1に記入してください。なお、判定のための「家計基準判定ツール」をお送りしますので、応募者がいる場合は当協議会事務局(076-225-1828 石川県教育委員会事務局学校指導課)にお問い合わせください。
- ② 以下の石川県ウェブサイトから、いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業 申請書(様式2)をダウンロードして作成してください。  
URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/dentou/tobitate.html>  
※応募要件、留学計画の要件は応募者ごとに必ず確認してください。
- ③ 「学校コード」は、大学入試センターが提供する「[高等学校等コード表](#)」に記載の「学校コード」を参照してください。
- ④ 応募書類を確認の上、応募者全員の様式1と様式2を zip ファイルでまとめて、以下のリンクからアップロードしてください。(zip ファイル名は、「学校名」としてください。)  
※様式1が複数のファイルに分かれている応募者がいる場合は、フォルダでまとめ、ファイル名を「応募者名(学校名)」としてください。  
※zip ファイルは各学校で1つしかアップロードできませんのでご了解ください。

### 応募書類アップロード先リンク

2026年4月1日以降に、以下の石川県ウェブサイトへアップしますので、そちらからアップロードしてください。(石川県電子申請システム)

URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/dentou/tobitate.html>

## (3) 応募申請期限

### 【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

### 【在籍高校等から本協議会への応募申請期限】

在籍高校等は、本協議会へ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、2026年4月21日(火) 17:00までに応募書類のアップロードを完了してください。校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に提出期限を周知してください。

## 9. 選考・審査

### (1) 選考の流れ

書面審査の上、応募者全員が個人面接を受験する総合審査を行います。(15分程度)

※チーム応募については、面接はチームごとに、メンバー全員に対して行います。

## (2) 審査の観点

本事業では、派遣留学生が将来、日本の未来を創る「地域にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。

### (ア) 人物(求める人材)

- 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

### (イ) 計画(留学計画の内容)

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、石川県にどのような形で還元しようと考えているか

※チーム応募の場合は、上記に加えて「チームならでは」の留学となっているかを評価します。

## (3) 選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

- 選考、審査にかかる問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。



## 11. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、総合審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて本協議会に相談してください。

## 12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等

### (1)いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業 壮行式への参加(必須)

本協議会構成員による壮行式を行います。事前オリエンテーションと同日に実施します。

### (2)いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業 事前オリエンテーションへの参加(必須)

留学計画に関する大学教員や支援企業との意見交換等を行い、探究活動を含む留学計画のブラッシュアップを行います。

※詳細な開催日程・場所等は、在籍高校等を通じて連絡します。なお、交通費の支給はありません。(留学支援金に含まれています。)

### (3)トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム事前研修への参加(任意)

機構が主催する事前研修(半日を予定)に参加することができます。事前研修では、全国の派遣留学生とともに留学計画や探究活動のブラッシュアップを行います。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。日時及び会場は、在籍高校等の所在地、派遣留学生の居住地等によって機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。「10. スケジュール」に記載の4日程のいずれかを指定しますので、希望する場合は必ず参加できるよう準備をしてください。なお、交通費の支給はありません。(留学支援金に含まれています。)また、参加を希望する場合は、事前・事後の両方に参加するものとし、いずれか一方のみの参加は認められません。(事後研修の内容の一部は事前研修を受けたことが前提となっているため。)参加の希望は、応募時に調査します。

### (4)派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引き」を併せて確認してください。

### (5)いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業 事後オリエンテーションへの参加(必須)

大学教員や支援企業に留学成果を発表したり、留学生同士で留学成果を共有したりすることで、海外での探究活動を含む留学全体を振り返り、探究活動をどう深めていくか、留学経験をどのように今後の人生に活かしていくかについて考えます。各自のエヴァンジェリスト活動の計画についても、留学生同士で意見交換を行います。トビタテ！留学 JAPAN や本事業の同窓生との交流も予定しています。

※詳細な開催日程・場所等は、在籍高校等を通じて連絡します。なお、交通費の支給はありません。(留学支援金に含まれています。)

(6)トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム事後研修への参加(事前研修に参加した場合、原則参加)  
機構が主催する事前研修に参加した派遣留学生は、留学終了後、事後研修(1日間を予定)に参加してください。事後研修では、留学経験の振り返りと中長期的な展望の整理を行います。(参加を希望する場合、事前・事後の両方に参加が原則。事後研修のみの参加は認められません。また、研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。)事後研修は、2026 年秋以降に順次開催予定です。日時及び会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。なお、交通費の支給はありません。(留学支援金に含まれています。)

(7)いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業 留学成果発表会への参加(必須)

留学での学びや探究活動の成果を、いしかわ高校生グローバル人材育成推進協議会の構成員や支援企業、いしかわ海外留学フェアに参加する留学希望者等に対して発表します。(いしかわ海外留学フェアと同日実施予定)

※詳細な開催日程・場所等は、在籍高校等を通じて連絡します。なお、交通費の支給はありません。(留学支援金に含まれています。)

(8)留学報告書の提出

派遣留学生は、指定された期日までに別途定める「留学状況報告書」を提出する必要があります。

(9)在籍高校等卒業後の連絡先について

在籍高校等を卒業後に連絡先に変更が生じた場合、各種活動の案内や調査依頼等が届くよう、その旨を本協議会事務局に連絡してください。

(10)本協議会が実施する調査等への協力(必須)

支援企業や協力団体等への成果報告のために実施する進路等の調査や、活動報告・成果等の情報提供等に、高校在籍中、卒業後を問わず協力してください。

(11)「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業派遣留学生」同窓生組織への参加(必須)

本事業の派遣留学生同窓生組織・ネットワークに参加してください。次年度以降の派遣留学生のためのオリエンテーションや県内高校生等の留学機運醸成のための活動、同窓生組織の活動に、できる限り積極的に参加、協力してください。

(12)トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークへの参加(任意)

機構が実施する事前・事後研修の参加者は、トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生から成り立つ派遣留学生ネットワークに参加可能です。派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動や、派遣留学生同士の交流等の各種活動があります。

(13)広報への協力

継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、本事業の広報にできる限り協力してください。

#### (14) 誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

### 13. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じた場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、留学支援金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限(原則2回)がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

### 14. 採用取消し又は支援の終了等

#### (1) 採用の取消し

本協議会は、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している留学支援金の返納を求めることがあります。

#### (2) 留学支援金の支給の終了

本協議会は、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、留学支援金の支給を終了し、既に支給している留学支援金の全部又は一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
  - ② 留学期間が12日に満たなくなった場合
  - ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
  - ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合
  - ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合
- ※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。
- ⑥ 派遣留学生の本事業にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
  - ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

### 15. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入することを推奨します。また、在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高校等の指示に従ってください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

- 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)

URL:[https://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

- 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp>

- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext\\_02524.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html)

#### 【在留届の提出について】

旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 16. 個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は、本事業実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等及び機構から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、機構、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

## 17. 照会先

### (1)在籍高校等の照会先

いしかわ高校生グローバル人材育成推進協議会事務局

石川県教育委員会事務局学校指導課 いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業担当

【電話】 076-225-1828

【対応時間】 9:00~17:30

### (2)応募者及び保護者の照会先

在籍高校等の担当者

※ 応募者及び保護者の方は、原則在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。

## 18. リンク集

トップページ ・ 応募への準備お役立ち情報
<a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/dentou/tobitate.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/dentou/tobitate.html</a>

### 別紙：国・地域コード表

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英国
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
717	ドイツ	734	スペイン			
	000	その他の国・地域				